

屋上等緑化助成制度留意事項等

1 耐荷重の証明について

(作成例)

平成 年 月 日
耐荷重証明書
新宿区_____ (住居表示) _____ (施主名) の屋上 (壁面) 緑化工事において、建築物の屋上耐荷重が _____ (床荷重・地震荷重) _____ N/m ² まで、今回の屋上 (壁面) 緑化の荷重は _____ (屋上等緑化の平均荷重) _____ N/m ² までである。 よって、屋上 (壁面) の緑化工事が可能であることを証明する。
(建築士の法人名) (建築士の大臣登録番号) (建築士の知事登録番号) (建築士で証明する者の氏名) ㊞

※通常は建物の構造計算をした建築士の証明が必要です。

※構造計算をした建築士が所在不明、建築の構造計算書が保管されていない、再度の構造計算に多額の調査費用を要する等の特殊な事情により建築士の証明が困難な場合は、例外的に屋上等緑化の工事施工業者の証明に代えられます。

2 屋上防水について

屋上防水の種類と施工した時期を確認してください。防水層が傷んでいる場合は、屋上等緑化の施工前に新規にしっかりと防水をするなどの対策が必要となります。

3 安全対策について

緑化する屋上には、屋上緑地の利用・管理の際の安全性を確保するため、転落防止柵（利用面から1.1m以上の高さ）が設置されていることが必要です。

また、屋上から樹木の枝や部材等が、強風等により地上に落下することのないように計画してください。